

# 改正個人情報保護法合同説明会

ご存知ですか？

平成29年5月30日より、**個人情報の取り扱いのルールが改正**されます！

- 保有する個人情報<sup>が</sup>5,000件以下の事業者、**NPO法人、市民活動団体、自治会などの地縁組織**も、個人情報保護法の**適用対象に**！
- 中小企業をはじめとするすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となります。



## 👉 適用対象の事業者の皆さん、準備はできていますか？

個人情報保護法について、これまで意識してこなかった**NPO法人、市民活動団体や自治会も**、法改正を受けてそのルールを理解しなければならない立場になります。しかし、何がそのルールの対象になるのでしょうか？例えば、NPO法人の会員名簿や自治会等の会員名簿、ボランティア名簿、寄付者の一覧、講座・セミナー等の参加者リスト、施設の利用者名簿等…保護されるべき個人情報にあたるのかもしれない情報を私たちは多く持っています。

そこで、個人情報保護の基礎的な知識と、改正に伴いどのような対応が必要なのか、違反した場合にどんな罰則があるのかなどについての説明会を開催します。

◆日時：2017年6月5日（月）13時30分～16時00分（開場13時）

◆場所：大船渡市民文化会館リアスホール マルチスペース  
（大船渡市盛町字下館下18-1）

◆内容：改正個人情報保護法に関する説明、質疑応答

◆講師：個人情報保護委員会 事務局

上席政策調査員 <sup>いしい</sup>石井 <sup>じゅんいち</sup>純一 氏

◆対象：NPO法人・市民活動団体・自治会・行政・商業者など

◆定員：50名程度

◆参加費：無料

◆申込み：裏面をご記入のうえ、事前に申込先までご連絡ください。

申し込み締め切り

**5月26日**

**（金）**

◆主催◆NPO法人@リアスNPOサポートセンター、大船渡市市民活動支援センター、NPO法人陸前高田まちづくり協働センター

◆協力◆NPO法人いわて連携復興センター

◆後援◆釜石市、大船渡市、陸前高田市

※この事業はタケダ薬品×日本NPOセンター協働事業

「タケダ・いのちとくらし再生プログラム」の助成を受けて実施しています。